

背景

- 地球温暖化・気候変動・生物多様性の低下等の環境変化
- カーボンニュートラルやSDGsなど環境と経済の好循環実現に向けた取組みの加速化



(農林水産分野)

農林漁業などの持続的な発展のためには、環境と調和のとれた食料システムの確立が必要

■ 国の動き

令和3年5月：みどりの食料システム戦略公表

- 2050年までに農林水産分野で、順次技術開発を行いながら
- ・CO2ゼロエミッション化の実現
- ・化学農薬の使用量50%、化学肥料30%低減などを旨す

令和4年7月：みどりの食料システム法施行
新たな認定制度の創設

新たな認定制度

- 根拠法：みどりの食料システム法 第19条、第21条
- 運用開始時期：基本計画策定以降（令和5年4月）
- 内容：農業者などが行う環境負荷低減事業活動実施計画を認定
- 県の役割：① 国の基本方針（R4.9）に基づき、「推進すべき環境負荷低減事業活動」などを定める基本計画を市町村と共同で作成
② 基本計画に適合する農業者などの計画を認定
- 認定の支援措置（メリット）

農業者など	<ul style="list-style-type: none"> ・農業改良資金の特例 [償還期間の延長等] ・課税の特例 [投資促進税制 (特例償却)]
特定区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続のワンストップ化 [施設設備に伴う農地転用の許可等] ・有機農業に係る栽培管理協定 [承継効等]

基本計画の概要

- 目的：農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る
- 位置付け：みどりの食料システム法 第16条に基づく法定計画
- 作成主体：県及び市町村が共同で作成
- 計画期間：令和5年度から令和9年度の5年間
(2023) (2027)
- 作成イメージ

(本体)
県内全域をカバーする計画

(別紙) 特定区域
市町村の計画

・県が主導で作成

・モデル地区

千葉県計画

- 環境負荷の低減に関する目標 (目標年度：2030年)
国の基本方針(法第15条)の目標に沿って設定

目標項目	目標値 (基準年度)
化学農薬使用量	10%低減 (2019)
化学肥料使用量	20%低減 (2016)
有機農業の取組面積	1,200ha※
農林水産業における温室効果ガスの削減量	7.4%削減 ※※ (2013)
加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合	50%

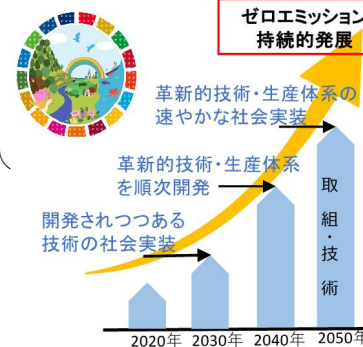
※第3次千葉県有機農業推進計画
※※千葉県地球温暖化対策実行計画

■ 認定の対象となる主な取組

- 1 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用量低減を一体的に行う取組
 - 有機農業の取組
 - ちばエコ農業に準じた生産方式
- 2 温室効果ガスの排出量の削減
 - 施設園芸における省エネ機器や施設設備等の導入
 - 省エネ漁船・付帯設備の導入
 - 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入
 - 家畜排せつ物処理高度化施設の導入
- 3 その他
 - 土壌へのバイオ炭の活用
 - 生分解性マルチの利用

■ 特定区域

- ・ 区域：千葉市若葉区、緑区、花見川区
- ・ 対象：施設園芸 (イチゴ など)
- ・ 活動内容：ヒートポンプや環境制御装置を活用したCO2排出抑制による「環境負荷低減」と「収量・品質の向上」



本県の認定について

- 認定開始
令和5年4月以降
- 申請窓口
(農業分野)各農業事務所
(水産分野)各水産事務所 等
- 認定基準
千葉県環境負荷低減事業活動の実施に関する計画認定要領による。
(農業・水産分野ごとの要領)
- 認定イメージ
 - ① 堆肥等の施用による土づくりやドローン活用による化学肥料・農薬の使用量削減の取組
 - ② ヒートポンプや電動農機等の導入による温室効果ガス削減の取組など
 - ③ 炭素貯留効果の高いバイオ炭の農地への投入や生分解性マルチの利用など

【先進的な取組事例】生分解性マルチの導入

- ・ 生分解性マルチは作物生育期には通常のホﾟマルチと同様の機能を有するが、収穫後に土壤中にすき込むと、土壤中の微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解する資材

- 【メリット】
- ① 省力面 : 生分解性マルチは土壤中の微生物により分解されるため、作物残渣と一緒にすき込みでよく、作物収穫後のはぎ取り・回収作業が不要(省力化)
 - ② 環境面 : 生分解性マルチは使用後の廃プラスチック処理が不要で、プラスチックの排出抑制に貢献
 - ③ 経済面 : 生分解性マルチの価格は通常のホﾟマルチの2~3倍であるが、使用後の処理費用が不要

[事例①]



使用前



使用中



収穫時



すき込み後

農林水産省 HP より

● 生分解性マルチ緊急導入支援事業【新規】(生産振興課)

[概要] 農業生産の省力化と廃プラスチックの排出量削減を図るため、R5~R7年度までの3年間で集中的に生分解性マルチ資材の導入を支援

[予算額] 6,000千円

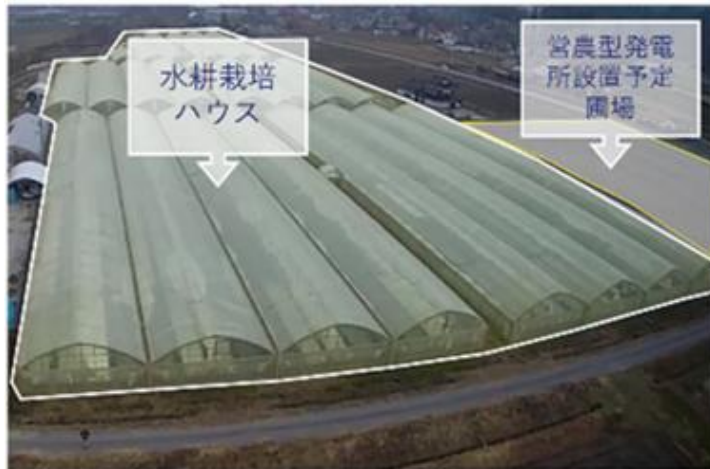
[事業主体] 生産者団体、農業協同組合、協議会 等

[補助率] 2/3以内(2万円/10a上限)

【先進的な取組事例】太陽光発電施設の整備

[事例②]

太陽光発電を利用した^㉟の水耕栽培



<概要>

- ・事業実施主体：株式会社ト^㉟おばら（広島県安芸高田市）
- ・発電出力：95kW
- ・下部農地面積：37a 麦を栽培、遮光率 30%

<特徴>

- ・同社は施設での^㉟の水耕栽培を行っており、揚水ポンプの電力を賄うために営農型太陽光発電に着目。
- ・ハウスに隣接する麦畑に発電設備を設置し、全量を自家利用することで電力購入量を年間約 25%削減見込み。

[事例③]

太陽光発電を利用した水菜等の施設園芸



<概要>

- ・事業実施主体：農地所有適格法人(有)ファームクラブ（群馬県高崎市）
- ・発電出力：110.8kW
- ・発電設備下部の農地：16.1a(水菜、ルッコラ、リーフレタス等を栽培)

<特徴>

- ・ハウスの太陽光パネルは、両面透過型を使用。
- ・ハウス内の白い防水シートの反射光も発電に利用。

農林水産省 HP より